



オーストラリアへの渡航または帰国 旅行者向けのバイオセキュリティに関する情報

オーストラリアには、厳格なバイオセキュリティ法があります。これは、オーストラリアの農業や特有の環境、そして野生生物を、害虫や病気から保護するためです。

オーストラリアに到着する前

申告手続きを完了してください。法律により、特定の食品、植物材料、動物製品などのリスクが高い物品を申告する必要があります。これには、市販の商品、手作りの食品、生鮮食品、乾燥食品、調理済み食品、未調理の食品、冷凍食品、スナック、料理の材料が含まれ、たとえ少量でも申告対象となります。

機内または船内から食べ物を持ち出さないでください。

オーストラリアに到着後

- 入国審査を受けてください。
- 自分の荷物を受け取ってください。
- 検疫検査に進み、税関申告書と申告物品を検疫官に提示してください。
- 何も申告しない場合も、検疫官、探知犬、またはX線機器によって、荷物が検査されることがあります。

リスクの高い物品を申告しなかったらどうなりますか？

検疫官に対して虚偽の情報や誤解を招く情報を提供したり、申告書にそのような情報を記入したり、物品に関する質問に答えなかったり、検疫官からの指示に従わなかった場合、以下のような結果を招く可能性があります。

- 違反通知を受け取る
- 民事罰手続きの対象となる
- 犯罪行為で起訴される

ビザが取り消される可能性もあります。その場合、オーストラリアへの入国が拒否され、最大で3年間にわたってオーストラリアに入国できない可能性があります。

オーストラリア国内への持ち込みが禁止された物品であっても、すべての物品を申告し、提示すれば、**2015年バイオセキュリティ法**に基づく罰則は適用されません。

申告した物品はどうなりますか？

検疫官が提示された物品を検査し、追加の情報や書類を求めることがあります。

その物品は、許可されていて審査を通過した場合、返却されます。審査を通過しなかった物品については、その物品の処理、オーストラリアからの輸出、または破棄をするための費用の支払いを求められる場合があります。検疫官がお伝えします。

オーストラリアに持ち込める物品を確認する方法

agriculture.gov.au/bringing-goods をご覧ください。

特定の輸入条件や書類要件については、agriculture.gov.au/bicon にてバイオセキュリティ輸入条件データベース (BICON) をご覧ください。輸入許可証が必要な場合は、物品をオーストラリアに持ち込む前に、申請して許可を受ける必要があります。

確信を持っていない場合は、食品、植物材料、動物製品を持ち込まないでください。

詳細については、電話 **1800 900 090** またはメール imports@aff.gov.au でお問い合わせください。



スキャンして詳細を確認

特定の食品、植物材料、および動物製品を申告する必要があります。以下はいくつかの例を挙げますが、もし確信が持てない場合は、必ず申告してください！

乳製品および卵製品

- 乳児用ミルク
- チーズ、牛乳、ヨーグルト
- 全卵および乾燥・粉状の卵製品
- マヨネーズ
- 中華麺およびパスタ

植物材料

- 生きている植物
- 種子、球根、切り芽
- 切花および乾燥した花
- 工芸品および装飾品
- 木製品
- 樹皮、葉、わら

食品

- 機内または船内の食品
- 生および調理済みの食品や食材
- ご飯
- 手作りの料理または市販の食品
- ハチミツ
- ハーブおよびスパイス（ハーブティーやハーブ医薬品を含む）
- スナック
- サンドイッチ、ラップサンド、ロール、バーガー

フルーツおよび野菜

- 生鮮食品、冷凍食品、保存加工品、乾燥食品を含む

肉、鶏肉、魚介製品

- 生鮮、乾燥、冷凍、調理済み、燻製、塩蔵食品、および保存加工品を含む

動物の食料および器具

- ペットのフードおよびおやつ
- 医薬品
- 乗馬用の鞍
- 動物医療用、グルーミング用、毛刈り用、養蜂用の機器

生きた動物および動物製品

- 卵および巣
- 羽、骨、角、皮、毛皮、獣毛
- 動物や鳥の剥製
- 貝殻および珊瑚
- 蜜蝋およびその他の蜂製品

ナッツ、種、豆、穀物

アウトドア、キャンプ用品、スポーツ用品、靴

- ハイキングブーツ
- 釣り具
- 土、種子、動物由来の物質または糞便、淡水で汚染された可能性のあるもの全般

到着後にバイオセキュリティリスクを見つけた場合の対処方法

荷物を開封した際に、生きた動物、昆虫、土、植物、または他のハイリスク物品を見つけた場合は、**1800 798 636** にお電話ください。罰則は課されません。

その他の物品

以下の物品にバイオセキュリティのリスクはありません。

- アルコール飲料およびタバコ
- 電子機器（ノートパソコン、タブレット、携帯電話、カメラを含む）
- 貴重品（ジュエリー、時計、通貨を含む）

これらの輸入品は内務省によって規制されており、物品の引渡し前に、検査および通関手続きが必要な場合があります。物品の通関手続き、および輸入関税と税金についての詳細は、homeaffairs.gov.au をご覧ください。

市販薬や処方薬、その他の医薬品については、薬品・医薬品行政局のウェブサイト tga.gov.au をご確認ください。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）に記載されている植物・動物種、例えば、サメの鰭、ヘビの皮、象牙、カメの甲羅、希少なランなどの運搬に関する情報は、気候変動・エネルギー・環境・水資源省のウェブサイト dcceew.gov.au/environment/wildlife-trade/non-commercial でご確認ください。



電話：1800 900 090 または
+61 3 8318 6700（オーストラリア外から）

© 2024 年オーストラリア連邦。当ファクトシートの情報は、発行時点で正確なものです。バイオセキュリティ輸入条件は、予告なく変更される場合があります。



agriculture.gov.au/travelling

Facebook: Australian Biosecurity

Instagram: @australianbiosecurity